

予 防 編

消防局では、防火対象物や危険物施設の予防査察を継続して行い、重大な消防法令違反が確認された場合は、その内容をホームページ等で公表することにより建物利用者への注意喚起を行っています。これにより、人的被害の軽減、防火管理体制の推進や適切な消防用設備等の設置促進を図っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から１０年以上が経過し、機器本体の劣化や電池切れが報告され始めています。市民の命を守るためには、設置の促進に加え、定期的な点検や交換などの適切な維持管理が重要です。そこで消防局では、広報を通じて住宅用火災警報器の設置とともに、「１０年を目安とした交換」や「定期的な点検」の必要性についても積極的に周知しています。

引き続き、市民の防火・防災意識を高めるため、地震体験車を活用した防災訓練や消防音楽隊による演奏活動など、親しみやすい広報手法を通じて啓発活動を継続してまいります。



２０２５年度
【火災予防ポスター展最優秀賞】



【第２８回越谷市消防音楽隊定期演奏会】

２０２６年度 全国統一防火標語
「火の確認 いい日を支える いい習慣」

Ⅰ 防火対象物の状況

(Ⅰ) 防火対象物数(延べ面積150㎡以上)

令和8年4月1日現在

防 火 対 象 物 の 用 途			対象物数	防 火 対 象 物 の 用 途		対象物数	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	4	7	小学校・中学校・高等学校等		96
	ロ	公会堂・集会場	127	8	図書館・博物館・美術館等		1
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0	9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	3
	ロ	遊技場・ダンスホール	27		ロ	イ以外の公衆浴場	1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	10	車両の停車場等		4
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	9	11	神社・寺院・教会等		55
3	イ	待合・料理店等	1	12	イ	工場・作業場	671
	ロ	飲食店	214		ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0
4	百貨店・マーケット等		435	13	イ	自動車車庫・駐車場	42
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	31		ロ	飛行機等の格納庫	0
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	3,772	14	倉庫		696
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	11	15	前各項に該当しない事業所		601
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	5	16	イ	1から4、5イ、6、9イが 存する複合用途防火対象物	1,495
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	24		ロ	イに掲げる複合用途防火対象物 以外の複合用途防火対象物	641
		(4) 無床診療所・無床助産所	91	16の2	地下街		0
	ロ	(1) 高齢者施設	70	16の3	準地下街		0
		(2) 救護施設	0	17	重要文化財・史跡等の建造物		2
		(3) 乳児院	0	18	延長50メートル以上のアーケード		0
		(4) 障害児入所施設	1	19	市町村長の指定する山林		0
		(5) 障害者施設	32	20	総務省令で定める舟車		0
	ハ	(1) 高齢者施設	32				
		(2) 更生施設	0				
		(3) 児童施設	77				
		(4) 障害児施設	19				
		(5) 障害者施設	70				
	ニ	幼稚園・特別支援学校	53				
合 計							9,413

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

(2) 防火対象物関係届出・申請等状況

令和7年度

種 別	件 数
防火対象物使用開始届出	420
炉・ボイラー等の設置届出	29
変電・発電・蓄電池設備等の設置届出	52
ネオン管灯設置届出	0
水素ガスを充てんする気球の設置届出	0
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出	104
煙火打上げ・仕掛け届出	10
催物開催届出	14
露店等の開設届	126
火災予防上必要な業務に関する計画の提出	※ 4
道路工事届出	118
少量危険物貯蔵取扱届出・廃止届出	32
指定可燃物貯蔵取扱届出・廃止届出	3
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出	28
禁止行為の解除承認申請	77
防火管理者選任（解任）届出	622
消防計画作成（変更）届出	627
統括防火管理者選任（解任）届出	18
全体についての消防計画作成（変更）届出	18
防災管理者選任（解任）届出	30
消防計画作成（変更）届出（防災管理）	30
統括防災管理者選任（解任）届出	4
全体についての消防計画作成（変更）届出（防災管理）	3
自衛消防組織設置（変更）届出	9
消防用設備等着工届出	262
消防用設備等設置届出	966
消防用設備等点検結果報告	2,473
消防用設備等特例規定適用申請	0
防火対象物点検結果報告	409
防災管理点検結果報告	92
合 計	6,580

※越谷市火災予防条例第42条の4の適用除外の規定により提出された件数

(3) 防火対象物の用途別中高層建築物数

令和8年4月1日現在

階 数		4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階	合計
防火対象物の用途																	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等															0
	ロ	公会堂・集会場	1														1
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等															0
	ロ	遊技場・ダンスホール		1	1												2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等															0
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等															0
3	イ	待合・料理店等															0
	ロ	飲食店	1	3	7	1	1	1									14
4		百貨店・マーケット等	5	3													8
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	2	1	1		2	1									7
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	124	168	39	58	96	8	27	6	2	5	4	4	1		542
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	2	1													3
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所															0
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	4	3		1	2										10
		(4) 無床診療所・無床助産所	4	1													5
	ロ	(1) 高齢者施設	14	6	1												21
		(2) 救護施設															0
		(3) 乳児院															0
		(4) 障害児入所施設															0
		(5) 障害者施設															0
	ハ	(1) 高齢者施設		2													2
		(2) 更生施設															0
		(3) 児童施設	1														1
		(4) 障害児施設															0
		(5) 障害者施設															0
	ニ	幼稚園・特別支援学校															0
7		小学校・中学校・高等学校等	40	19		1											60
8		図書館・博物館・美術館等															0
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等															0
	ロ	イ以外の公衆浴場															0
10		車両の停車場等															0
11		神社・寺院・教会等	1	1													2
12	イ	工場・作業場	8	3	1		1										13
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ															0
13	イ	自動車車庫・駐車場	1	1													2
	ロ	飛行機等の格納庫															0
14		倉庫	20	7	6												33
15		前各項に該当しない事業所	24	24	10	5	5	1	1								70
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	76	83	43	28	19	1	12			1			1	1	265
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	17	10	2	6	4		1								40
17		重要文化財・史跡等の建造物															0
合 計			345	337	111	100	130	12	41	6	2	5	5	4	1	1	1,101

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

(4) 地区別中高層建築物数

令和8年4月1日現在

階数 地区	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階	合 計
桜 井	18	31	4	3	11	2					1					70
新 方	5	2			1											8
増 林	25	14	1	3	3											46
大 袋	42	73	12	9	15	1	7			1	2	1				163
荻 島	5	11	1	2												19
出 羽	20	21	4	1	2											48
蒲 生	54	62	32	23	35	2	11	3	1							223
川 柳	8	4		2				1								15
大相模	31	14	8	7	16	1	4	1			2	1				85
大 沢	15	15	5	7	7									1		50
北越谷	16	20	6	4	2	2	2	1								53
越ヶ谷	64	40	21	23	12	3	6			4		1	1		1	176
南越谷	42	30	17	16	26	1	11		1			1				145
合 計	345	337	111	100	130	12	41	6	2	5	5	4	1	1	1	1,101

2 消防同意事務の状況

消防同意は、建築物の安全性の確保を目的として、消防機関が防火の専門的立場から建築物の火災予防に関して、設計時に指導を行う制度です。

建築物の新築、増築等についての確認申請に対し、消防関係法令に基づき審査し、建築主事または指定確認検査機関に対して消防同意を行っています。

(1) 消防同意処理状況

令和7年度

種 別		件 数	面 積 (㎡)
建 築 確 認	新 築	191	83,254.00
	増 築	15	2,326.17
	改 築	0	0.00
	移 転	0	0.00
	用 途 変 更	4	3,765.28
	大規模な修繕	0	0.00
	大規模な模様替	0	0.00
計 画 通 知		6	2,357.47
許 可 申 請		8	16,247.56
合 計		224	107,950.48

(2) 地区別消防同意状況

各年度

地区 年度	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合 計
令和3年度	15	4	31	76	6	23	40	14	44	7	13	19	11	303
令和4年度	7	4	7	94	4	29	29	7	42	8	11	15	14	271
令和5年度	19	3	11	81	8	14	21	6	55	11	11	19	20	279
令和6年度	18	3	17	86	6	9	31	6	31	17	8	12	23	267
令和7年度	17	5	7	79	4	11	26	3	29	11	8	7	17	224

(3) 防火対象物の用途別消防同意状況

令和7年度

内 容 防火対象物の用途			建 築 確 認							計画 通知	許可 申請	合 計
			新築	増築	改築	移転	用途 変更	大規模 な修繕	大規模な 模様替			
1	イ	劇場・映画館・観覧場等										0
	ロ	公会堂・集会場	1									1
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等										0
	ロ	遊技場・ダンスホール					1					1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等										0
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等										0
3	イ	待合・料理店等										0
	ロ	飲食店	6									6
4		百貨店・マーケット等	10									10
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等										0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	64									64
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院										0
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所										0
		(3) 上記（１）以外の病院、上記（２）以外の有床診療所・有床助産所		1								1
		(4) 無床診療所・無床助産所	1									1
	ロ	(1) 高齢者施設	2									2
		(2) 救護施設										0
		(3) 乳児院										0
		(4) 障害児入所施設										0
		(5) 障害者施設	1									1
	ハ	(1) 高齢者施設										0
		(2) 更生施設										0
		(3) 児童施設										0
		(4) 障害児施設	1									1
		(5) 障害者施設	1	1								2
	ニ	幼稚園・特別支援学校					1					1
7		小学校・中学校・高等学校等								2	2	
8		図書館・博物館・美術館等									0	
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等										0
	ロ	イ以外の公衆浴場										0
10		車両の停車場等										0
11		神社・寺院・教会等										0
12	イ	工場・作業場	6	1								7
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ										0
13	イ	自動車車庫・駐車場										0
	ロ	飛行機等の格納庫										0
14		倉庫	2									2
15		前各項に該当しない事業所	2	6					6	3		17
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	6				2					8
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	2									2
16の2		地下街										0
16の3		準地下街										0
17		重要文化財・史跡等の建造物										0
18		延長50メートル以上のアーケード										0
一戸建て住宅			68	6						3		77
長 屋			18									18
そ の 他												0
合 計			191	15	0	0	4	0	0	6	8	224

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

3 防火・防災管理の状況

防火管理制度では、火災予防と火災による被害の軽減を目的に、一定規模以上（用途や収容人員）の防火対象物の管理権原者に、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施などが消防法令により義務付けられています。

このことに加え、大規模や高層の防火対象物に対し、大地震や異常気象による自然災害、テロ等による被害の軽減を図るため、平成21年6月に防災管理制度が新たに導入されました。

さらに「自らの建物は自らが守る」という防火・防災管理に対する自主性の高揚を図るため、防火管理上必要な業務（防火管理体制や消防用設備、避難施設の管理、火気管理など）について1年に1回、点検の資格を有する者に防火対象物を点検させ、消防長に報告をする防火・防災管理対象物定期点検報告制度により、防火対象物の管理権原者における責任の明確化が図られました。

この報告の結果をもとに消防長が消防法令の遵守が優秀と認めた場合、点検および報告が3年間免除され、防火や防災に関する優良認定証を防火対象物に表示することができます。

（1）防火管理者資格取得講習会実施状況

各年度

年 度	種 別	甲種防火管理講習		甲種防火管理再講習	
		回 数	修了者数	回 数	修了者数
令 和 3 年 度		2	60	1	20
令 和 4 年 度		3	110	1	22
令 和 5 年 度		3	142	1	18
令 和 6 年 度		3	140	1	9
令 和 7 年 度		3	146	1	20

（2）防火・防災管理者選任届出・消防計画作成届出の状況

令和8年4月1日

区 分	防火管理者 届出対象物数	届出済数		防災管理者 届出対象物数	届出済数	
		防火管理者	消防計画		防災管理者	消防計画
件 数	3,467	2,514	1,729	13	13	13

（3）防火対象物点検報告に係る特例認定取得事業所数

令和8年4月1日

防火対象物の用途		事業所数
1項イ	劇場・映画館・観覧場等	3
1項ロ	公会堂・集会場	1
4項	百貨店・マーケット等	2
6項ハ(1)	高齢者施設	2
16項イ	1項から4項、5項イ、6項、9項イが存する複合用途防火対象物	13
合 計		21

(4) 消防訓練実施状況

令和7年度

防火対象物の用途			訓練種別件数						訓練指導 件数
			消火訓練	避難訓練	通報訓練	応急手当 訓練	心肺蘇生 法訓練	その他の 訓練	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	8	8	8	1		1	
	ロ	公会堂・集会場	65	63	65		2	3	4
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等							
	ロ	遊技場・ダンスホール	21	21	21				
	ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗等							
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	15	15	15		1		
3	イ	待合・料理店等							
	ロ	飲食店	190	188	188				
4		百貨店・マーケット等	298	296	295			1	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	16	16	15				
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	66	67	66	1	8	1	9
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	41	41	40			4	1
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所							
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	16	16	16			1	
		(4) 無床診療所・無床助産所	12	10	11				
	ロ	(1) 高齢者施設	138	140	140			6	3
		(2) 救護施設							
		(3) 乳児院							
		(4) 障害児入所施設							
		(5) 障害者施設	36	36	36			2	3
	ハ	(1) 高齢者施設	98	98	95	1	2		5
		(2) 更生施設							
		(3) 児童施設	113	112	109	3	6	8	26
		(4) 障害児施設	15	16	15				
		(5) 障害者施設	33	36	35	1		2	
	ニ	幼稚園・特別支援学校	41	41	41	1	2	3	13
7		小学校・中学校・高等学校等	32	32	33	1	3	4	7
8		図書館・博物館・美術館等	1	1	1			1	
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	1	1	1			1	
	ロ	イ以外の公衆浴場							
10		車両の停車場等	2	2	2				
11		神社・寺院・教会等	1	1	1				
12	イ	工場・作業場	35	35	34		1	1	2
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ							
13	イ	自動車車庫・駐車場							
	ロ	飛行機等の格納庫							
14		倉庫	23	22	22		1	1	1
15		前各項に該当しない事業所	105	106	106	3	4	6	3
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	413	409	411	2	2	14	9
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	19	19	19				
16の2		地下街							
16の3		準地下街							
17		重要文化財・史跡等の建造物	4	3	4		1		2
18		延長50メートル以上のアーケード							
自治会			72	70	68	14	53	36	68
合計			1,930	1,921	1,913	28	86	96	156

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

4 消防用設備等（特殊消防用設備等）の届出等の状況

消防用設備等（特殊消防用設備等）は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水および消火活動上必要な施設で、火災から生命、身体および財産を守るために大きな役割を果たします。

消防用設備等（特殊消防用設備等）は、消防法令により設置基準が定められています。

工事を開始する前に着工届、設置後に設置届が必要となり、その届出に基づき消防検査を実施しています。

令和7年度

種 類			届 出 種 別	着工届出	設置届出
消 防 の 用 に 供 す る 設 備	消 火 設 備	消 火 器			173
		屋 内 消 火 栓 設 備	22	25	
		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	29	47	
		泡 消 火 設 備	0	1	
		ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	1	0	
		不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	1	0	
		粉 末 消 火 設 備	4	4	
		屋 外 消 火 栓 設 備	1	0	
		動 力 消 防 ポ ン プ 設 備		1	
		フ ー ド ・ ダ ク ト 等 用 簡 易 自 動 消 火 装 置		13	
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	163	309	
		ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	1	0	
		漏 電 火 災 警 報 器		0	
		消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	11	7	
非 常 警 報 設 備			77		
避 難 設 備	避 難 器 具	28	37		
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識		251		
消 防 用 水				0	
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設		排 煙 設 備		15	
		連 結 散 水 設 備		0	
		連 結 送 水 管		5	
		非 常 コ ン セ ン ト 設 備		1	
		無 線 通 信 補 助 設 備		0	
必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 の 用 に 供 す る 設 備 等		パ ッ ケ ー ジ 型 消 火 設 備	1	0	
		パ ッ ケ ー ジ 型 自 動 消 火 設 備	0	0	
合 計			262	966	

※斜線部分は、着工届が不要な消防用設備等

5 住宅防火対策の状況

住宅防火対策として、住宅火災の防止と住宅火災による死傷者数の低減を図ることを目的に、関係団体と連携して住宅用防災機器等の設置促進および適切な維持管理等について広報活動を実施しています。

(1) 住宅用火災警報器設置状況等調査・住宅用防災機器等展示会実施状況

			各年度		
種 別		年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
住宅用火災警報器設置状況等調査(世帯)			795	775	481
住宅用防災機器等展示会(日)			5	5	5

(2) 越谷市住宅防火対策推進協議会

越谷市住宅防火対策推進協議会は、住宅火災の防止と住宅火災による死傷者数の低減を図ることを目的として、平成14年3月26日に設置されました。

本協議会の委員は、住宅防火に関係する行政機関、越谷市自治会連合会、越谷市老人クラブ連合会、ガス、建築、電気関係団体等から推薦された20人で構成されています。

火災被害を低減するための広報活動について年1回会議を開催しています。

(3) 越谷市幼年女性防火委員会

越谷市幼年女性防火委員会は、平成5年4月20日に越谷市防火安全協会長、越谷市自治会連合会長、越谷市消防団長、幼年消防クラブ、女性防火クラブの代表者など13人で設置されました。

主な事業として、幼年消防クラブ、女性防火クラブの組織の拡充、育成指導等です。

(4) 幼年消防クラブ・女性防火クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において火の大切さ、火の恐ろしさを身に着けさせ、火遊び等による火災の減少を図ることを目的に結成されています。

女性防火クラブは、女性により構成された防火・防災組織で、火災予防の知識を習得し、住宅における火災を防止し、併せて、地域の協力体制の構築と連帯意識の高揚を図ることによって、安全な地域社会づくりを目的に結成されています。

クラブの結成状況

令和8年4月1日現在

	クラブ数	クラブ員数(人)	指導者数(人)
幼年消防クラブ	18	2,624	347
女性防火クラブ	11	302	

6 危険物規制に関する状況

(1) 危険物施設別等処理件数の状況

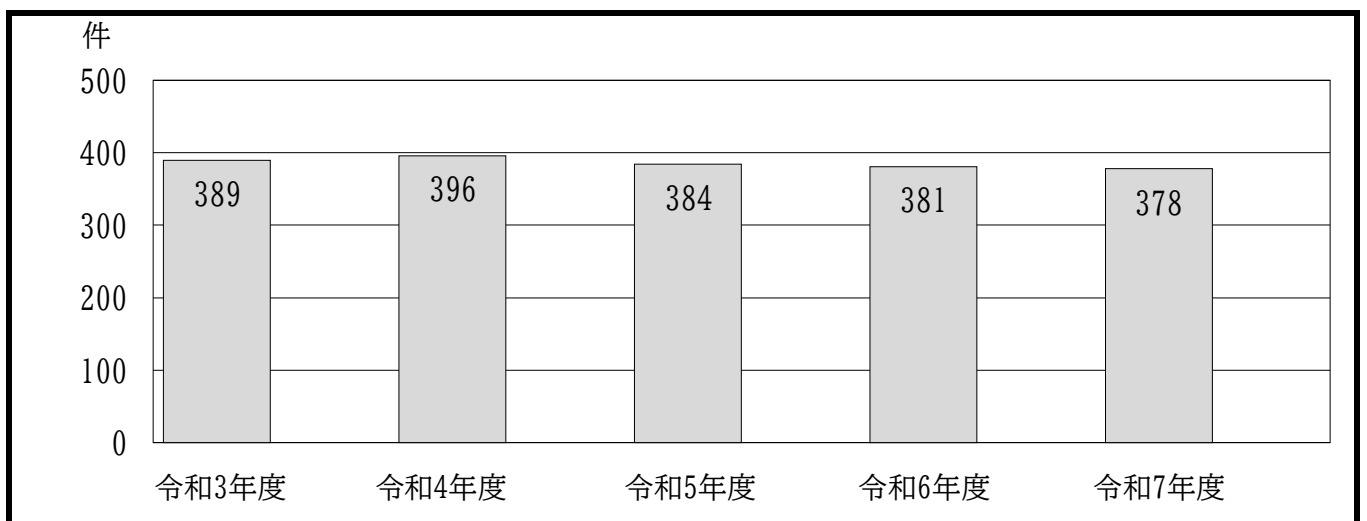
令和7年度

区 分 内 容		製 造 所	貯 蔵 所						取 扱 所				左記製造所等以外	合 計
			屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
施 設 数		12	63	10	5	73		94	8	65	4		44	378
処 理 件 数	許 可 申 請	6	2			6		5		10			3	32
	許 可 件 数	設 置				1		3					2	6
		変 更	6	2		5		2 (1)		10			1	26 (1)
	仮使用承認申請		4	1		3				7			1	16
	承 認 件 数		4	1		3				7			1	16
	予防規程認可申請									5				5
	認 可 件 数									5				5
	届出件数	保安監督者選任等	3	20	3	28		1		73			21	149
		廃 止（転出含む）		1		1		6					3	8
	完 成 検 査 件 数		5	2		4		5		13			1	30
	完成検査済証 交付数	設 置						3					1	4
		変 更	5	2		4		2		13				26
	タンク検査申請									3				4
	タンク検査済証 交付数	水 張											1	1
		水 圧								3				3

※（ ）は、転入・転出を示し、件数の総数に含む。

(2) 危険物施設数の推移

各年度



(3) 危険物類別施設数

消防法上の危険物は、消防法第2条第7項に規定されており、別表第1に掲げる物品で、性質により、第1類（酸化性固体）、第2類（可燃性固体）、第3類（自然発火性物質および禁水性物質）、第4類（引火性液体）、第5類（自己反応性物質）、第6類（酸化性液体）に分類されるものをいいます。

令和8年4月1日現在

区 分 類 別	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
第1類													0
第2類													0
第3類													0
第4類	5	59	8	5	73		94	8	65	3		42	362
第5類		1	1									1	3
第6類			1										1
混 類	7	3								1		1	12
合 計	12	63	10	5	73	0	94	8	65	4	0	44	378

(4) 地区別危険物施設数

令和8年4月1日現在

区 分 地 区 別	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
桜 井	1	10	2	1	8		1	1	6	2		5	37
新 方		2	2		4		7		2	1		2	20
増 林		6			14		16		10			7	53
大 袋		2			2		1		4			2	11
荻 島		1	2		3		1		4			3	14
出 羽	8	17	3		20		47	5	6	1		14	121
蒲 生	2	3		4	5		4		3			4	25
川 柳		3	1		2		4		3			1	14
大相模	1	15			7		8	2	19			2	54
大 沢									3				3
北越谷													0
越ヶ谷					4		2					3	9
南越谷		4			4		3		5			1	17
合 計	12	63	10	5	73	0	94	8	65	4	0	44	378

(5) 倍数別危険物施設数

令和8年4月1日現在

区 分 倍数別	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
5倍以下		23	3	4	37		43	5	1	1		6	123
5倍を超え 10倍以下	4	14	2	1	12		1	1	7			17	59
10倍を超え 50倍以下	5	15	3		10		8	2	23	3		12	81
50倍を超え 100倍以下	1	4	1		6		12		3			7	34
100倍を超え 150倍以下	1	3			3		25		3				35
150倍を超え 200倍以下		3							6				9
200倍を超え 1000倍以下	1	1	1		2		5		22			2	34
1000倍を超え 5000倍以下					3								3
合 計	12	63	10	5	73	0	94	8	65	4	0	44	378

(6) 危険物手数料の内訳

令和8年4月1日現在

区 分 倍数別		製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				左記製造所等以外	合 計 (円)
			屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
許可	設置					(1) 26,000		(3) 78,000					(2) 91,000		(6) 195,000
	変更	(6) 195,500	(2) 43,000			(5) 84,500		(2) 26,000		(10) 260,000			(1) 26,000		(26) 635,000
完成 検査	設置							(3) 39,000					(1) 26,000		(4) 65,000
	変更	(5) 88,000	(2) 21,500			(4) 35,750		(2) 13,000		(13) 169,000					(26) 327,250
タンク 検査	水張													(1) 6,000	(1) 6,000
	水圧									(3) 33,000					(3) 33,000
仮使用承認		(4) 21,600	(1) 5,400			(3) 16,200				(7) 37,800			(1) 5,400		(16) 86,400
仮貯蔵 仮取扱承認														(3) 16,200	(3) 0
合 計		(15) 305,100	(5) 69,900	(0) 0	(0) 0	(13) 162,450	(0) 0	(10) 156,000	(0) 0	(33) 499,800	(0) 0	(0) 0	(5) 148,400	(4) 22,200	(85) 1,363,850

7 液化石油ガス・火薬類に関する事務取扱状況

(1) 地区別液化石油ガス販売事業所数

令和8年4月1日現在

地 区 名	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合 計
施 設 数	3	1	4	5	5	2	3	0	5	1	1	3	3	36

(2) 火薬類許可の事務処理および手数料の状況

令和8年4月1日現在

種 類 許可区分		産 業 火 薬 類						打上煙火類		合 計	
		火 薬		火 工 品		火薬・火工品		件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
		件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)				
火薬類譲渡許可										0	0
火 薬 類 譲受許可	火工品のみ			1	2,400					1	2,400
	そ の 他									0	0
火薬類消費許可								4	31,600	4	31,600
合 計		0	0	1	2,400	0	0	4	31,600	5	34,000

8 査察の状況

(1) 防火対象物査察実施状況

令和7年度

月 別		防火対象物の用途		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		対象物 総数	査察実施 件数												
合 計		9,413	1,146	86	102	92	101	81	101	78	95	114	56	102	138
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	4	4					4						
	ロ	公会堂・集会場	127	29	2	4	3	2		3	5	1	2	5	2
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等													
	ロ	遊技場・ダンスホール	27	10		2	2	2	1		1		1	1	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等													
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	9	10				1				7	1	1	
3	イ	待合・料理店等	1												
	ロ	飲食店	214	145	16	7	10	7	10	10	7	22	12	11	22
4		百貨店・マーケット等	435	156	13	11	16	9	12	8	11	11	12	6	26
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	31	18		1	1	1	5	1	2	3	4		
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	3,772	57	7	1	5	13	2	5	11	3	2	1	3
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	11	5							2	3			
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	5	2				1							1
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所、有床助産所	24	21				1	9	1	4		2	1	3
		(4) 無床診療所、無床助産所	91	17	1	2	1	2	1	2		1		4	3
	ロ	(1) 高齢者施設	70	49	3	4	2	6	5	5	7	5	2	3	7
		(2) 救護施設													
		(3) 乳児院													
		(4) 障害児入所施設	1												
		(5) 障害者施設	32	12					2	2	3				5
	ハ	(1) 高齢者施設	32	24		4	1	1	1	1	3	2	3	2	6
		(2) 更生施設													
		(3) 児童施設	77	52	3	7	6	5	4	1	6	2	3	5	5
		(4) 障害児施設	19	11	1	1	2	3					1	1	2
		(5) 障害者施設	70	33	12	5	6	2		1	1		1	1	4
	ニ	幼稚園・特別支援学校	53	15	1		4	1		3	1	3		2	
7		小学校・中学校・高等学校等	96	71	2	15	5	10	3	14	6		3	10	3
8		図書館・博物館・美術館等	1	1											1
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	3	6			1					3	2		
	ロ	イ以外の公衆浴場	1												
10		車両の停車場等	4												
11		神社・寺院・教会等	55	19	1	9	1	2	1			4	1		
12	イ	工場・作業場	671	31	3	3	1	2	4	2	4	5	5	1	1
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ													
13	イ	自動車車庫・駐車場	42	5		1		2		1	1				
	ロ	飛行機等の格納庫													
14		倉庫	696	41	1	1	2	3	3	4	2	3	5	3	7
15		前各項に該当しない事業所	601	143	10	9	13	28	11	12	8	8	15	2	16
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	1,495	148	9	14	8	12	16	12	7	6	23	9	21
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	641	11	1	1	2		1	1	1	3	1		
16の2		地下街													
16の3		準地下街													
17		重要文化財・史跡等の建造物	2												
18		延長50メートル以上のアーケード													

※ 防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

(2) 危険物施設査察実施状況

令和7年度

月 別 区 分		施設総数	査察実施 件数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合 計		378	168	7	9	6	6	6	9	14	87	3	5	11	5
製 造 所		12	4					1	1			1	1		
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	63	14				3		1	3			2	4	1
	屋外タンク貯蔵所	10	3					2	1						
	屋内タンク貯蔵所	5													
	地下タンク貯蔵所	73	4						2	1					1
	簡易タンク貯蔵所														
	移動タンク貯蔵所	94	93							8	85				
	屋 外 貯 蔵 所	8													
取 扱 所	給 油 取 扱 所	65	41	7	9	6	1	2	2	2	2	1	1	6	2
	第1種販売取扱所	3	2									1		1	
	第2種販売取扱所	1													
	移 送 取 扱 所														
	一 般 取 扱 所	44	7				2	1	2				1		1

(3) 警告書・命令書の交付件数 令和7年度

種 別	交付件数 (件)
警 告 書	3
命 令 書	0

(4) 違反対象物における公表状況

平成29年4月1日から公表制度の運用が開始され、公表の対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、これらの設備が一切設置されていないと認められたものです。

令和8年4月1日現在

	公表制度開始以降の 公表件数	令和7年度中	是正件数
違 反 件 数	50	1	49
屋内消火栓設備未設置	6	1	5
スプリンクラー設備未設置	4	0	4
自動火災報知設備未設置	40	0	40
公 表 対 象 物 数	44 (6)	1	43 (6)

※()内は、公表の対象となる違反が複数認められた対象物数を示す。

9 消防音楽隊の概要

越谷市消防音楽隊は、「市民に愛される音楽隊を目指して」をスローガンに、平成4年4月に発足し、演奏活動を通して市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、消防に対する理解と親しみを深めてもらうことを目的として活動を行っています。

(1) 組織編成 令和8年4月1日現在

隊長 1人

副隊長 2人

隊員 35人（消防職員：28人、消防団員：7人）

(2) 保有楽器

令和8年4月1日現在

楽 器 名			数 量	楽 器 名			数 量
木 管	ピッコロ		1	打 楽 器	バスドラム（コンサート用）		1
	クラリネット		3		スネアドラム		2
	アルトサックス		2		シンバル		1
	テナーサックス		2		グロッケン		1
	バリトンサックス		2		マーチングバスドラム		1
	バスサックス		1		マーチングスネアドラム		1
	フルート		1		ドラムセット		1
金 管	トランペット		4		ボンゴ		1
	トロンボーン		5		シロフォン		1
	ホルン		1		ティンパニー		4
	ユーフォニアム		2		ゴング		1
	チューバ		2		ティンバレス		1
	スーザフォン		1		チャイム		1
					コンガ		1
					スルド		1

(3) 演奏回数

各年度

(4) 保有楽譜数

年 度	消防関係	官公庁関係	そ の 他	合 計
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	1	0	2
令和4年度	5	7	0	12
令和5年度	5	13	2	20
令和6年度	5	15	4	24
令和7年度	5	5	1	11

分 類	保有数
行進曲	36
儀礼曲	5
ポピュラー	234
歌謡曲	164
民謡童謡	36
合 計	475